

平成28年6月

関西広域連合議会臨時会議案

(広域連合長提出)

目 次

	頁
第 8 号議案 監査委員の選任について同意を求める件……………	1
第 9 号議案 関西広域連合事務局設置条例及び関西広域連合行政に係る基本的な計画の議 決等に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	3

第 8 号議案

監査委員の選任について同意を求める件

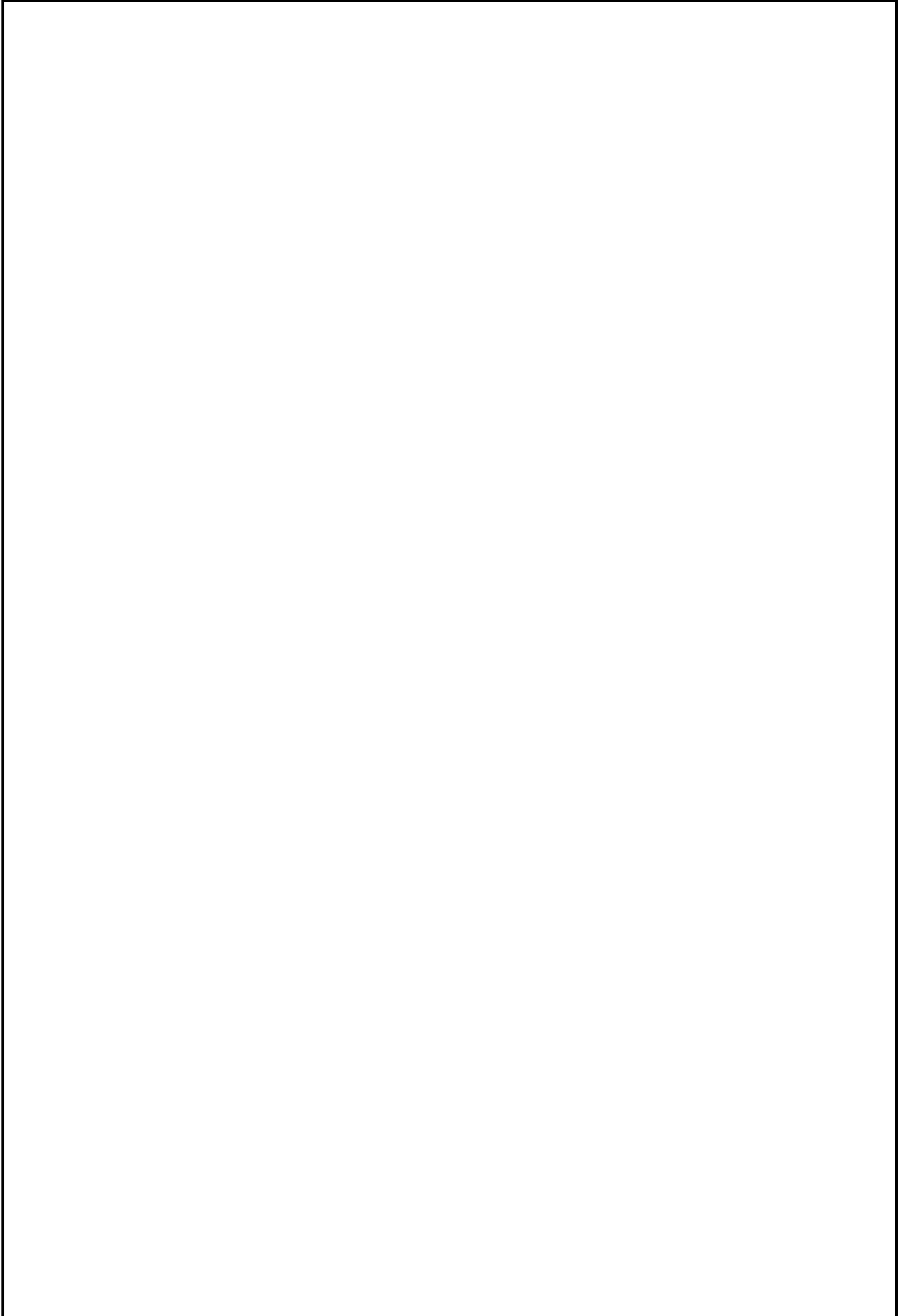
次の者を監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 196 条第 1 項の規定により、同意を求める。

平成 28 年 6 月 26 日提出

関西広域連合長 井 戸 敏 三

広域連合議員のうちから選任する者

田 中 健 志



第 9 号議案

関西広域連合事務局設置条例及び関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合事務局設置条例及び関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 6 月 26 日提出

関西広域連合長 井 戸 敏 三

関西広域連合条例第 号

関西広域連合事務局設置条例及び関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例

(関西広域連合事務局設置条例の一部改正)

第 1 条 関西広域連合事務局設置条例（平成22年関西広域連合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号から第 6 号までの規定中「第 4 条第 1 項第 1 号」を「第 4 条第 1 項第 1 号ア」に改める。

(関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部改正)

第 2 条 関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成24年関西広域連合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「広域にわたる」の右に「計画のうち、同号アに規定する」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

